

# 22年度市民税・都民税

## 主な改正点をお知らせします

### ◎住宅ローン特別税額控除

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を個人住民税から一定の要件の下で、控除する制度です。

21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用がある方(21年～25年に住宅に入居した方に限り)のうち、当該年の住宅借入金等特別控除額から当該年の所得税額(住宅借入金等特別控除の適用がないものとした場合の所得税額とされ)を控除した残額がある

方、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額と当該年度の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額のいずれか少ない方が減額できるようになります(9万7500円が限度額となります)。

このために給与支払報告書等について必要な改正を行い、

### ◎上場株式等の配当所得等に係る源泉徴収税率および譲渡所得等の軽減税率の延長

21年1月1日～22年12月31日の間に居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等の源泉徴収税率(特別

徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例が23年12月31日まで延長されます(表2参照)。

●上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例等

●損益通算範囲の拡大

●配当と株式等譲渡損失との間での損益通算が可能になります

●同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との間で損益通算が可能になります。

●納税義務者は、上場株式等

税務署では、所得税の青色申告をしている方を対象に、「青色申告決算書の作成」や「消費税及び地方消費税」等についての説明会を開催します。

この説明会では、「決算の仕方」を中心に、「確定申告に当たっての留意事項および青色申告決算書の作成要領」や「消費税法等の概要」等を分かりやすく説明します。また「e-Tax(インターネット)」国

市町村に対する申告は不要となります。

※ただし、11年～18年に住宅に入居した方は、改正前住宅ローン特別税額控除と改正後住宅ローン特別税額控除のいずれかを選択できます。改正前を選択する場合は、従来通り市への申告が必要です。申告がない場合には、改正後の制度を適用します。(表1参照)

れか少ない方が減額できるようになります(9万7500円が限度額となります)。

このために給与支払報告書等について必要な改正を行い、

徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例が23年12月31日まで延長されます(表2参照)。

●上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例等

### 市税等の納付にご協力ください

11月30日(月)は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

## 12月9日(水)

### 青色決算説明会・消費税等説明会を開催します

税務署では、所得税の青色申告をしている方を対象に、「青色申告決算書の作成」や「消費税及び地方消費税」等についての説明会を開催します。この説明会では、「決算の仕方」を中心に、「確定申告に当たっての留意事項および青色申告決算書の作成要領」や「消費税法等の概要」等を分かりやすく説明します。また「e-Tax(インターネット)」国

表2 上場株式の配当および譲渡所得等の税率

20年12月まで	21年	22年	23年	24年1月以降
10% (住民税3%、所得税7%)	10% (住民税3%、所得税7%)			20% (住民税5%、所得税15%)

表3 上場株式に係る譲渡損失の損益通算の特例

20年分(21年度)まで	21年分(22年度)	22年分(23年度)以降
損益通算はできません	確定申告により損益通算が可能	
	源泉徴収口座において損益通算が可能	

1月1日から適用となります(表3参照)。  
●土地等の長期譲渡所得  
個人が21年、22年の期間内に取得した土地等を、所有期間5年を超えて譲渡した場合には、その譲渡益から100万円の特例控除は適用されません(28年度課税から適用)。詳しくは課税課市民税係(内線23333～23337)へ。

なお、その他の特別控除が適用される場合には、前記条件を満たしていても1000万円の特別控除は適用されません(28年度課税から適用)。詳しくは課税課市民税係(内線23333～23337)へ。

### 第4回市議会定例会 11月18日～12月4日に開催予定

第4回市議会定例会を11月18日(水)～12月4日(金)の日程で開催する予定です。詳しくは議会事務局☎470・7789へ。

### 《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	2日・9日 16日	弁護士	11月26日(木) 12月10日(木)	市役所2階相談室
登記相談	2日(水)午後1時から	司法書士	11月27日(金)	
表示登記相談	2日(水)午後1時から	土地家屋調査士	11月27日(金)	
税務相談	9日(水)午後1時から	税理士	12月4日(金)	
人権身の上相談	16日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月8日(火)	
不動産相談	16日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	12月11日(金)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日(水)午前10時から	行政書士	12月3日(木)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	7日・14日 21日・28日	女性カウンセラー	11月16日(月) 12月7日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	4日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	11月20日(金)	☎472・0061
耐震相談	9日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 ※電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736	

## 12月のお気軽に無料相談

### 《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	11日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	10日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

### 《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			